

令和 4 年度 長野市地域包括支援センター設置運営方針について

地域包括支援センターの業務負担軽減と介護予防ケアマネジメントの実施方針を明確化するため、長野市地域包括支援センター運営方針の一部改正を行いました。

なお、令和 3 年度の運営方針から大きな変更はありません。

○主な変更点

1. 新たな委託地域包括支援センターの設置（1 ページ）

複数地区を担当する委託地域包括支援センターの業務負担軽減のため、令和 4 年度 7 月 1 日に新たな委託地域包括支援センターの設置を予定していることから、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの数を変更しました。（議事（協議事項）1 関連）

2. 「介護予防に係るケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業等）の実施方針」新たな項目の追加（3 ページ）

利用者が自立した日常生活を送る事を目標とし、地域包括支援センター及び、委託を受けた居宅介護支援事業所が、ケアプラン作成などのケアマネジメント業務を行っています。地域での自立した生活を継続するために、インフォーマルサービスの活用の推進を図ります。

3. 「介護予防教室の開催」の削除

委託地域包括支援センターの業務負担軽減のため、令和 4 年度より地域包括支援センターで実施していた介護予防教室の開催を中止し、新規事業として市立公民館とかがやきひろばに介護予防教室の開催を依頼します。また、地区内で介護予防に取り組んでいる通いの場のほか、インフォーマルサービスの積極的活用を推進し、包括支援センター以外でできる事業の活用へ転換を図ります。

4. 「基幹型地域包括支援センター業務」新たな項目の追加（9 ページ）

基幹型地域包括支援センターと委託地域包括支援センター業務について、以前より、それぞれのセンターが担う業務が明確でなく、わかりにくいとの意見をいただいていた。そのため、基幹型地域包括支援センター業務を 1 項目内にまとめ、委託地域包括支援センターとの差別化を図りました。

5. 「地域包括ケア推進課が重点的に取り組む事項」の削除

令和3年度の運営方針では、事業計画作成の参考になるように、地域包括ケア推進課として重点的に取り組む事項を本文とは別に設けていましたが、令和4年度については、本文中に「重点的に行うべき業務」として項目が設けられていることから削除しました。